

# 治癒証明書について

府中ひかり幼稚園

本園では下記の伝染病により罹患（りかん）した場合、学校保健法施行規則により、治癒証明書を提出いただきますようお願いいたします。

治癒証明書は下記の意見書を切り取るか、園に取りに来て、治癒して登園できる日に提出して下さい。

	伝染病の種類	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス)、中東呼吸器症候群(MERS コロナウイルス)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日経過し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺が又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸シフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 〔溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など〕	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。

学校保健安全法施行規則 第18条・19条

----- 切り取り線 -----

## 意見書

府中ひかり幼稚園 宛

園児氏名 \_\_\_\_\_

病名: \_\_\_\_\_

休養した期間: 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 の \_\_\_\_\_ 日間

医師の指示に基づき休養し、症状も回復したので、 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より登園します。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 保護者名 \_\_\_\_\_